

鳥取県告示第541号

鳥取県収入証紙規則（昭和39年鳥取県規則第17号）第12条第3項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があったので、告示する。

平成23年9月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
572	米子信用金庫本店 営業部東出張所	売りさばき 場所	米子市博労町一丁目 37	米子市富士見町一丁 目15	平成23年9月20日